

3. 介護等体験

本学の「介護等体験」は、教育学部では2年次、人文社会科学部・理学部では3年次で行う。運営は、全学教職センター運営委員会によって行いセンター長が統括するが、実施学生人数が多いこともあり、教育学部教育実習委員会に協力を仰ぐ。

令和元年度末より「新型コロナウイルス」問題が勃発し、令和2年8月11日に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年文部科学省令第29号）が公布された。社会福祉施設、特別支援学校における体験活動の実施が困難な場合、大学（教員養成課程）における「特別支援教育に関する科目」1単位以上の修得をもって代替とすることができるという措置である。これを受けて、令和2年度途中（後学期）より、教育学部で開講している「特別支援教育に関する科目」のうち指定する科目の履修・単位修得によって体験の代替とする措置を講じてきた。上記省令は本令和6年度をもって終了となり、本年度までは上記措置を継続できるが、次年度は本来の「介護等体験」を実施することになるため、本年度内において次年度実施に向けての準備を整える必要があった。そこで、本年度現在の教育学部2年次、人文社会科学部・理学部3年次と、教育学部1年次、人文社会科学部・理学部2年次を対象に、それぞれ以下の通り実施した。

(1) 教育学部2年次、人文社会科学部・理学部3年次

上記の通り、授業の単位修得をもって体験の代替措置とすることとした。教育学部障害児教育教室との調整を経て、該当する授業科目を「障害児教育総論」に定め、7月までに学生に事情説明・周知を図り、特別支援学校教員免許状の取得を予定（希望）して既に特別支援教育に関する科目の単位修得をしている学生を除き、全員が同科目を受講することとした。

ここまでは昨年度と同様であるが、文部科学省からの、代替措置においても本来介護等体験を行うべきであったことに鑑み適切な指導を行うこと、との通知をふまえて、代替措置授業に関する諸説明を含む「介護等体験オリエンテーション」を以下の通り実施することにした。

[令和6年度介護等体験オリエンテーション]

○期日 令和6年7月17日 教育学部（養護教諭養成課程を除く）

同 7月20日 人文社会科学部・理学部・教育学部養護教諭養成課程

○内容 ①介護等体験の趣旨説明

②社会福祉協議会講話（社会福祉法人「ユーアイ村」理事長 藤澤利枝さま）

③特別支援学校に関するVTR視聴

④代替措置に関する諸説明

⑤講話等の感想記述、代替措置授業履修の手続き

これは、上記した条件により授業の履修が必要ない者も全てを対象として行った。本来行うべき介護等体験の趣旨等に関する理解に資する上で意義のあるものであった。

(2) 教育学部 1 年次，人文社会科学部・理学部 2 年次

令和 7 年度には本来の介護等体験を実施するにあたり，前年度時点で必要な諸手続きを行うこと，また介護等体験そのものに関する事前の指導が義務づけられていることから，以下のように実施した。

[令和 7 年度介護等体験オリエンテーション ならびに 事前指導①]

○期日 令和 7 年 1 月 14 日

○内容 ①介護等体験の趣旨，内容等に関する説明

②社会福祉協議会講話

社会福祉法人「ユアアイ村」理事長 藤澤利枝さま

③特別支援学校講話

茨城大学教育学部附属特別支援学校副校長 阿部富和先生

④感想記述

⑤介護等体験実施申し込み・希望調査

[令和 7 年度介護等体験事前指導②－車椅子操作・介助に関する体験学習－]

○期日 令和 7 年 2 月 10 日および 12 日

*日・時間を分けて，コース・選修等ごとに実施。

○担当 各学部介護等体験担当教員，教育学部教育実習委員，担任教員等

○内容 ①車椅子の取り扱い，介助の仕方に関わる基本操作（VTR 資料）

②車椅子を使っの体験学習

（建物内，屋外でさまざまな操作・介助を行ってみる）

③感想交流

④まとめの感想記述

以上を通じて，介護等体験に臨む意識と意欲を高めることができたと思われる。

今後，各学生の体験先施設・学校については，県社会福祉協議会，県教育委員会特別支援教育課，本学教育学部附属特別支援学校との連携・協議を通じて調整し，令和 7 年度前期・後期に分けて，それぞれに対する「直前指導」を実施する。

次年度における体験を通じて，介護等体験の趣旨に謳っている，

●人間の尊さや人権を理解する。

●一人一人が違った個性と能力を有していることを実感し，様々な価値観があることを理解する。

●諸施設の概要とそこで働く人々について理解する。

といったことが，教職を目指す全ての学生に実現することを願っている。